

令和 8年 3月27日
(2026年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課 長

和歌山市請負工事成績評定要領の一部改正について（通知）

このことについて、市内業者の育成及び地域全体の経済循環を促進する観点から、工事における市産品等の活用をより一層推進するため、工事成績評定要領等の一部改正を行いましたので、通知します。

1 改正の概要

【評定項目・評定方法の見直し】

- ・市産品を活用した場合の加点条件を緩和
- ・県産品を活用した場合の加点項目を新設

2 適用日

令和8年4月1日

（適用日以前に契約済の工事は、従前の例による）

3 その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要綱等をご確認ください。

- ・和歌山市請負工事成績評定要領（令和8年4月1日以降に契約する工事）